

# 保護者の皆様へ

令和3年9月30日  
いわき市教育委員会


保護者の皆様には、学校における感染症対策へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、市内における「まん延防止等重点措置」は、9月30日をもって解除されますが、10月10日（日）までリバウンド防止期間が設けられます。学校においては、感染症再拡大の防止を図りながら、これまでできなかった学習活動（部活動の内容も含む）を徐々に再開して参ります。

つきましては、リバウンド防止期間を含め、今後の各家庭での対応について、改めて保護者の皆様に、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



## ○ 引き続き、登校前の家族の健康観察をお願いします。

 次のような場合は、学校にご連絡・ご相談ください。



- お子様に発熱等の風邪症状がみられる場合には、「出席停止」扱いとなりますので、登校を控えてください。

~~~~~ リバウンド防止期間（10/1～10/10）においては、~~~~~  
ご家族に同様の風邪症状がみられる場合にも、「出席停止」扱いとなりますので、登校を控えてください。

- ご家族に、PCR検査または抗原検査を受ける方がいる場合には、必ず学校に連絡くださるようお願いいたします。

## ○ 学校では、基本的な感染症対策を継続します。

- ・換気を徹底します。エアコン使用時においても換気をします。
- ・休み時間等でも、多くの方が手の届く距離に集まらないよう指導します。
- ・咳エチケットや手洗いを引き続き徹底します。
- ・熱中症予防の観点を踏まえ、マスクの着用を指導します。
- ・給食については、10月から通常のメニューとなります。食事の際は、同じ方向を向いて、黙食をします。

☆ 授業では、可能な限り感染症対策を行ったうえで、リスクの低い活動から徐々に実施します。

➡ リバウンド防止期間後は、感染症対策を行ったうえで通常の授業を行います。

## ○ 部活動について

- ☆ 可能な限り感染症対策を行ったうえで実施します。
- ☆ 他校との練習試合や合同練習会は、可能な限り感染症対策を行ったうえで、感染のリスクの低減を図りながら行います。



➡ リバウンド防止期間後は、感染症対策を行ったうえで通常の活動を行います。